



暮らしとこころの相談会

借金などのお金の問題、職場や家庭の問題など、暮らしとこころに関する相談に、秋田弁護士会の弁護士が無料で面談または電話で対応します。

日時 3月4日(水) 10時~16時
場所 秋田弁護士会館(面談会場)
参加費 無料
定員 18人(相談時間1人45分)
申込方法 事前に電話申込
問 あき田弁護士会(事務局)
☎018-862-3770

「就業規則10の基本と作成・見直し」セミナー

社員の定着率が悪い、職場内のトラブルが多いなどの原因是貴社の就業規則にあるかもしれません。

働きやすい職場になるようこのセミナーで就業規則の基本と作成・見直しのポイントについて学びましょう。

日時 2月19日(木)
13時30分~16時
場所 秋田拠点センターアルヴェ
4階 洋室C
定員 40人 ※定員に達し次第締切。
申込締切 2月16日(月)
問 あき田働き方改革推進支援センター
☎0120-695-783

「あきたサスティナビリティスクール」第6期生募集!



税の納期限
3月2日

国民健康保険税 第8期



次の方からご寄附をいただきました。ありがとうございました。

- ▶【秋田県】協業組合三交モータース商会・代理理事金森幸志様より「観光振興のため」として200万円。
- ▶【秋田県】株合川環境・代表取締役瀬瀬正光様より「合川中学校の環境整備のため」として10万円。
- ▶【埼玉県】白川好光様より「青年教育のため」として書籍『生き方上手のすすめ』。
- ▶【秋田県】明治安田生命保険相互会社秋田支社・支社長岸本輝彦様より「地域住民の健康増進、介護認知症対策、子育て支援のため」として30万7,200円。
- ▶【秋田県】船木信貴様より「公民館利用者の文化的教養の向上のため」として刻字作品。
- ▶ 財政課管財係 ☎62-6603

除雪作業時は安全対策を徹底しましょう!

除雪作業は「2人以上」で、除雪機の調整等は「エンジンを切ってから」など、除雪作業中の事故防止に努めましょう。(詳細は二次元バーコードよりご確認ください)



【問い合わせ】秋田県生活環境部県民生活課 ☎018-860-1522

2月までは「転倒災害防止強化期間」です!

秋田県内の労働災害の最多発は転倒灾害です。例年12月から2月までは転倒灾害が多発します。

5S(①整理:Seiri ②整頓:Seiton ③清掃:Seisou ④照明:Shoumei ⑤ストレッチ:Stretch)対策を実施し、転倒しない対策とともに、転倒してもケガをしにくい体づくりを実施しましょう。

【問い合わせ】秋田労働局労働基準部健康安全課 ☎018-862-6683
大館労働基準監督署 ☎0186-42-4033



ともすけ共済出張受付を開催します

日時

2月21日(土) 10時~15時

ご来場お待ちしています

場所

いとく大館ショッピングセンター
1階 イートインスペース



※当日、ともすけ共済加入申込受付と請求の受付を行います。

問 秋田県市町村総合事務組合 ☎018-888-0220

市税の納付相談を行います

日中または平日に納税相談できない方のために、以下の日程で夜間・休日相談窓口を開設します。

※電話での相談も受け付けています。

日時

2月12日(木) 17時30分~20時まで
2月15日(日) 9時~14時まで
2月19日(木) 17時30分~20時まで

場所

宮前町庁舎1階(税務課)

問 税務課収納係 ☎62-1115

「広報きたあきた」保存版の製本を希望される方へ

皆さまにお届けした1年分の広報紙を保存版(令和7年1~12月)として特別料金で製本ができます。

製本を希望される方は、お持ちの広報紙1年分と製本代金を添えて、直接製本業者へ申し込みください。

製本業者 (株)成文社(鷹巣字上家下24)

☎62-1231

製本代金 1,200円(税込)

※製本は広報紙に限ります。

申込締切 2月20日(金)

※定休日は除きます。

画像はイメージです▶



問 総合政策課広報係 ☎62-6608

インターネットでの手続きも可能です!
ともすけ共済に加入しましょう

交通災害共済 年間掛金 300円(1人)

共済内容

入院(1日につき)···2,000円
通院(1日につき)···800円
死亡···100万円
後遺障害···50万~100万円

※入院・通院の共済金は、最低保障額1万5千円~最高20万円。通院1日でも請求できます。

不慮の災害共済 年間掛金 700円(1人)

共済内容

入院(1日につき)···1,100円
通院··· 対象外です
死亡···60万円
後遺障害···30万~60万円

※入院の共済金は、最低保障額1万5千円~最高11万円。入院1日でも請求できます。

【加入資格】 加入申し込み時に北秋田市に住民登録されていること

【共済期間】 4月1日(水)~令和9年3月31日(水)
※途中加入の場合は加入日の翌日から。

【受付開始日】 2月2日(月)~

【受付窓口】 市役所生活環境課/各総合窓口センター/各出張所/秋田銀行/北都銀行/ゆうちょ銀行または郵便局

【インターネット受付】 (2月1日からアクセス可能)

下記二次元バーコードにより申し込みページへお進みください。(24時間申込可能)



※令和8年度の小学1年生は1年間に限り、交通災害共済に掛金無料で自動加入されます。(不慮の災害共済は除く)

【共済金の請求方法について】

共済金を請求できる期間は、交通災害共済、不慮の災害共済どちらも、災害が発生した日から3年以内です。

団体加入受付中

自治会、企業、市民団体、児童クラブなどの団体単位での加入も受け付けています。

なお、団体加入の場合は、北秋田市に住民登録されていない方も加入が可能です。

※詳細については、広報きたあきた2月号と一緒に配布しているパンフレットをご覧ください。

問 生活環境課くらしの安全係 ☎62-6628